

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準により診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

- 当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 当院の入院料について

- ICUにおいて、特定集中治療室管理料4を届出ており、常時入院患者さん2人に対して1人以上の看護師を配置しております。
- HCUにおいて、ハイケアユニット入院医療管理料1を届出ており、常時入院患者さん4人に対して1人以上の看護師を配置しております。
- 4階病棟、5階病棟、6階病棟及び7階病棟において、急性期一般入院料1を届出ており、日勤・夜勤合わせて入院患者さん7人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。なお、各病棟における看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟毎に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。また、入院患者さん50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- 3階病棟において、回復期リハビリテーション病棟入院料1を届出ており、日勤・夜勤合わせて、入院患者さん13人に対して1人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しております。なお、当該病棟における看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、当該病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。また、入院患者さん30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

4. DPC対象病院について

- 当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC対象病院」となっております。
※医療機関別係数 1. 5113 （基礎係数 1. 0451 + 機能評価係数 I 0. 3328 + 機能評価係数 II 0. 0959 + 救急補正係数 0. 0375）

5. 九州厚生局長への届出事項

・入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕方については18時以降）、適温で提供しております。

また、予め定められた日に患者さんに対して提示する複数のメニューからお好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

なお、選択食Bを選ばれた場合は、1食につき22円（税込）が加算されます。

・基本診療料の施設基準等に係る届出

医療DX推進体制整備加算1
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）
臨床研修病院入院診療加算（※）
救急医療管理加算
超急性期脳卒中加算
診療録管理体制加算1
医師事務作業補助体制加算1（20対1補助体制加算）
急性期看護補助体制加算 25対1
（看護補助者5割以上）
看護職員夜間配置加算（12対1配置加算1）
上記に係る充実加算
療養環境加算
栄養サポートチーム加算
医療安全対策加算1
医療安全対策地域連携加算1

感染対策向上加算1
上記に係る指導強化加算
患者サポート体制充実加算
重症患者初期支援充実加算
呼吸ケアチーム加算
後発医薬品使用体制加算1
病棟薬剤業務実施加算1
病棟薬剤業務実施加算2
一般名処方加算（※）
データ提出加算2及び4（イ）
入退院支援加算1（イ）
上記に係る地域連携診療計画加算
認知症ケア加算3
せん妄ハイリスク患者ケア加算
精神疾患診療体制加算1

地域医療体制確保加算
特定集中治療室管理料3
特定集中治療室管理料3の注5に掲げる
早期栄養介入管理加算
ハイケアユニット入院医療管理料1
ハイケアユニット入院医療管理料1の「注4」に掲げる
早期栄養介入管理加算
回復期リハビリテーション病棟入院料1
上記に係る体制強化加算1
入院時食事療養（Ⅰ）
食堂加算（食事療養）

（※）・・・届出が不要となっている施設基準

・特掲診療料の施設基準等に係る届出

外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する
遠隔モニタリング加算
がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料ハ
二次性骨折予防継続管理料1
二次性骨折予防継続管理料2
二次性骨折予防継続管理料3
院内トリアージ実施料
夜間休日救急搬送医学管理料（※）
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる
救急搬送看護体制加算1
外来腫瘍化学療法診療料1
開放型病院共同指導料
薬剤管理指導料
救急患者連携搬送料
地域連携診療計画加算
医療機器安全管理料1
検体検査管理加算（Ⅳ）
心臓カテーテル法による諸検査の
血管内視鏡検査加算
ヘッドアップティルト試験
長期継続頭蓋内脳波検査
神経学的検査
画像診断管理加算1
コンピューター断層撮影（CT撮影）
（16列以上64列未満）
磁気共鳴コンピューター断層撮影（MRI撮影）
（1.5テスラ以上3テスラ未満）
大腸CT撮影加算（※）
冠動脈CT撮影加算
外来化学療法加算2
無菌製剤処理料

心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
上記に係る初期加算
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
上記に係る初期加算
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）（※）
上記に係る初期加算（※）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
上記に係る初期加算
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
上記に係る初期加算
がん患者リハビリテーション料
集団コミュニケーション療法料
硬膜外自家血注入
人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
上記に係る導入期加算1
上記に係る透析液水質確保加算
及び慢性維持透析濾過加算
上記に係る下肢末梢動脈疾患指導管理加算
緊急穿頭血種除去術
脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）
及び脳刺激装置交換術
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
乳がんセンチネルリンパ節加算2
及びセンチネルリンパ節生検（単独）
経皮的冠動脈形成術（※）
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
（アテローム切除アブレーション式血管形成術用
カテーテルによるもの）
経皮的冠動脈ステント留置術（※）
経皮的中隔心筋焼灼術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
（リードレスペースメーカー）

植込型心電図記録計移植術（※ペ）
植込型心電図記録計摘出術（※ペ）
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
ダメージコントロール手術（※特）
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
上記に係る内視鏡的手術用支援機器を用いるもの
（内視鏡的手術用支援機器を用いるもの）
医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に
掲げる手術（※）
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に
掲げる手術（胃瘻造設術）
輸血管理料Ⅱ
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
麻酔管理料（Ⅰ）
保険医療機関間の連携による病理診断
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による
術中迅速病理組織標本作製
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による
迅速細胞診
看護職員処遇改善評価料
入院ベースアップ評価料（70）
外来・在宅ベースアップ評価料（1）
定置式液化酸素貯槽（CE）に係る酸素の単価（0.19円）
小型ボンベに係る酸素の単価（2.36円）

（※）・・・届出が不要となっている施設基準

（※ペ）・・・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換
術の届出を行っていることにより、届出が不要
となっている施設基準。

（※特）・・・特定集中治療室管理料の届出を行っている
ことにより、届出が不要となっている施設基準

6. 明細書の発行状況に係る事項

- 当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。
なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

7. 保険外負担に係る事項

- 当院では、特別の療養環境を提供する病室に入院された場合や、寝巻類、紙オムツ類及び各種診断書料等につきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。（詳細は、別表を掲示しておりますのでご参照下さい。）